

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 2 年 5 月 25 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 報告第 5 号 令和元年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 議案第 28 号 愛西市税条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 29 号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 30 号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 31 号 愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 32 号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 33 号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 34 号 令和 2 年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 35 号 令和 2 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 36 号 令和 2 年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 37 号 令和 2 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 同意第 2 号 愛西市教育委員会教育長の任命について
- 日程第 17 同意第 3 号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第 18 同意第 4 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 19 同意第 5 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 20 同意第 6 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 21 同意第 7 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 22 同意第 8 号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第 23 同意第 9 号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第 24 同意第 10 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 25 同意第 11 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 26 同意第 12 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 27 同意第 13 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 28 同意第 14 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 29 同意第 15 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 30 同意第 16 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 31 同意第 17 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 32 同意第 18 号 愛西市農業委員会委員の任命について

- 日程第33 同意第19号 愛西市農業委員会委員の任命について  
 日程第34 同意第20号 愛西市農業委員会委員の任命について  
 日程第35 同意第21号 愛西市農業委員会委員の任命について  
 日程第36 同意第22号 愛西市農業委員会委員の任命について  
 日程第37 同意第23号 愛西市農業委員会委員の任命について  
 日程第38 同意第24号 愛西市農業委員会委員の任命について  
 日程第39 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君
企画政策部長	宮 川 昌 和 君	産 業 建 設 部 長	山 田 哲 司 君
教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君	市 民 協 働 部 長	渡 辺 弘 康 君
上下水道部長	三 輪 進 一 郎 君	消 防 長	横 井 利 幸 君
保険福祉部長	近 藤 幸 敏 君	健 康 子 ども 部 長	小 林 徹 男 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近 藤 ゆかり	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	丸 山 小百合	書 記	猪 飼 隆 善

午前9時30分 開会

○議長（島田 浩君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において申出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（島田 浩君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、2番・石崎誠子議員、3番・佐藤信男議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、3月23日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鷲野聡明君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る3月23日に正・副議長にも御出席を頂き開催いたしました結果、会期は本日5月25日から6月17日までの24日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（島田 浩君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月17日までの24日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月17日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

海部南部水道企業団の臨時会の報告をしていただきます。

海部南部水道企業団議会議員の杉村義仁議員、お願いいたします。

○11番（杉村義仁君）

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

海部南部水道企業団の会議報告をいたします。

5月20日、令和2年海部南部水道企業団第1回臨時会が開催されました。

付議事件といたしましては、議長選挙について、副議長選挙について及び監査委員の選任についてございました。

まず、議長の選出につきましては、弥富市選出の早川公二議員に決まりました。

副議長選挙につきましては、飛島村選出の鈴木康祐議員に決まりました。

任期満了に伴う監査委員の選任につきましては、弥富市選出の鈴木みどり議員に決まりました。

以上、報告を終わります。

○議長（島田 浩君）

御苦労さまでした。

次に、議長より報告いたします。

監査委員より、令和2年1月から3月までにに関する出納検査についての検査報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集挨拶

○議長（島田 浩君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

令和2年6月愛西市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともお忙しい中御出席を頂き、誠にありがとうございます。

目に見えない新型コロナウイルスが世界の様相を一変させ、我が国で開催する56年振りのオリンピックも延期となりました。愛西市におきましても、多くのイベント等が延期、中止となり、特に緊急事態宣言発令後は、日常の生活スタイルさえも変えざるを得ない状況に余儀なくされました。市民の皆様方、議員各位におかれましては、外出自粛や3密を避けていただくこ

などを4月初旬にお願いをして以来、御協力を頂きましたことを改めて心から御礼を申し上げます。

1か月間に及んだ国の緊急事態宣言が5月14日に解除をされ、これまで約3か月間の臨時休校であった小・中学校は本日から半日授業が開催をされます。休校の長期化で、児童・生徒や保護者、学校関係者から、学習の遅れの懸念など様々な心配があると思いますが、一日も早く正常な学校生活を取り戻せるよう、必要な支援を今後も進めていきたいと考えております。

また、市民生活においても、暮らしや経済活動を守るため、市をはじめ国・県の支援が一日でも早く皆様のお手元に届きますよう懸命に業務に取り組んでおります。

国の緊急事態宣言は解除をされましたが、県の宣言は今月中継続をされ、この感染症は油断の隙間に入り込む恐ろしさがあります。引き続き、手洗い、アルコール消毒、せきエチケットや、密閉・密集・密接の3つの密を避ける行動を継続し、御自身と御家族の大切な命と健康を守ることを最優先にお考えいただきますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提出をいたします案件につきましては、令和元年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告1件、条例の一部改正6件、令和2年度愛西市一般会計及び国民健康保険特別会計の補正予算2件、本日追加上程をさせていただきました新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市独自の対策事業として補正予算2件、臨時案件24件の計35件となっております。なお、人事案件及び本日追加上程をさせていただきました補正予算2件につきましては、本日御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

各議案の内容につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・報告第5号（提案説明）

##### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第5・報告第5号：令和元年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をお願いいたします。

##### ○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、報告第5号：令和元年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを御説明いたします。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものです。本日提出、市長名です。

最後のページを御覧ください。

令和元年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この繰越計算書につきましては、本年3月議会で議決をしていただきました繰越明許費につきまして、令和2年度への繰越額が確定いたしましたので、本日議会へ報告するものでございます。内容につきましては、年度内に事業が完了できなかった土木費の道路新設改良事業、教

育費の小・中学校費で非構造部材耐震化事業、トイレ改修事業、GIGAスクール事業の7事業で、繰越額につきましては合計で8億2,167万7,000円でございます。主な財源内訳としまして、国県支出金で2億9,152万6,000円、地方債で3億6,500万円、一般財源で1億6,515万1,000円でございます。よろしくお願いたします。

報告第5号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第28号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第6・議案第28号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、議案第28号：愛西市税条例等の一部改正についてを御説明いたします。

愛西市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い改正する必要があるからでございます。

改正内容につきましては、資料2を基に御説明させていただきますので、そちらを御覧ください。

第1. 改正の概要は、1点目として固定資産税の所有者不明土地等に係る使用者を所有者とみなす制度の拡大、個人市民税における寡婦控除の見直しなどの措置を講ずるもの、2点目として、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を定めるものです。

第2. 改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うものです。

第3. 改正の内容ですが、まず1の個人市民税では、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するもの、未婚の独り親に寡婦控除を適用するもの、住宅借入金等特別税額控除について一定の条件に該当する場合にその適用年度を1年延長するもの、以上の3点です。

次に、2の固定資産税では、所有者不明土地等を現に所有している者の申告を制度化するものと、所有者不明土地等の使用者を所有者とみなす制度を拡大するものです。

第3に、3のたばこ税は課税免除の適用に当たり、必要な手続の簡素化を図るものです。

次に、4の徴収猶予は、収入が大幅に減少した場合において市民税などの徴収猶予をするものです。

次に、5の軽自動車税は、環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月延長するものです。

6のその他として、必要な規定の整備をするものです。

第4. 施行期日は改正内容ごとに法律の規定に基づき施行をいたします。

以上、よろしくお願をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第29号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第7・議案第29号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○健康子ども部長（小林徹男君）

議案第29号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

議案第29号、資料2を御覧ください。

第3の改正の内容で、大きく2点ございます。

まず1点目は、優先的に取り扱う措置により卒園後も引き続き教育または保育の提供を受けられる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入れ先確保のための連携施設の確保は不要とするものでございます。

2点目は、居宅訪問型保育事業に関し、保護者の疾病や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する保育の提供が可能であることを明確化するものでございます。

第4の施行期日は、公布の日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第30号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第8・議案第30号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○健康子ども部長（小林徹男君）

議案第30号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

議案第30号、資料2を御覧ください。

第3の改正の内容で、優先的に取り扱う措置により卒園後も引き続き教育または保育の提供を受けることができる場合には、特定地域型保育事業所卒園後の受入先、連携施設の確保が不要とするものでございます。

第4の施行期日は、公布の日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第31号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第9・議案第31号：愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第31号の御説明をさせていただきます。

愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

改正の内容につきましては、資料2の概要により御説明をさせていただきます。

まず改正の概要といたしまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金を支給するものでございます。

改正の理由といたしましては、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴うものでございます。

改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を追加するものでございます。

施行の日は、公布の日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第32号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第10・議案第32号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第32号の御説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険条例の一部改正について。



愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を支給するため、改正する必要があるからでございます。

改正の内容につきましては、資料の2、概要で御説明をさせていただきます。

改正の概要といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金を支給するものでございます。

改正の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するものでございます。

改正の内容といたしましては、まず対象者として、国民健康保険の被保険者である被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者でございます。

2点目といたしまして、支給対象となる日数につきましては、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務を予定していた日でございます。

3点目の支給額につきましては、直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に支給対象となる日数を乗じて算出されるものでございます。

適用期間につきましては、令和2年1月1日から規則で定める日までの間で、療養のため労務に服することができない期間でございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第33号（提案説明）

##### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第11・議案第33号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

##### ○消防長（横井利幸君）

それでは、議案第33号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

議案第33号、資料の2を御覧ください。

改正の概要につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額を改定するもの

でございます。

改正の内容といたしましては、非常勤消防団員等に係る補償基礎額を階級及び勤続年数の区分に応じてそれぞれ引き上げ、及び消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を引き上げるものでございます。

また、法定利率の改正に伴いまして、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を100分の5から、事故発生日における法定利率に改正するものでございます。

施行期日につきましては公布の日から施行し、改正後のこの規定は令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第34号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第12・議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,598万9,000円を追加し、総額を282億7,396万1,000円とするものでございます。

まず、歳入全般につきまして私から御説明いたします。

6ページ及び7ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で、離職等による住居喪失者の増加に伴う生活困窮者自立支援費負担金104万8,000円を計上いたしました。

同じく2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金で、生活保護システム改修に伴う生活困窮者就労準備支援事業費等補助金33万円と、児童手当システム改修に伴う子ども・子育て支援事業費補助金22万円、5目教育費国庫補助金で、学校給食の食材補償に伴う学校臨時休業対策費補助金1,158万7,000円と、学校保健特別対策事業費補助金85万8,000円を計上しました。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金で、高齢者安全運転支援装置促進補助金237万6,000円、5目農林水産業費県補助金で、事業費の確定に伴う水田農業経営所得安定対策推進費補助金13万1,000円、同じく3項県委託金、4目教育費県委託金で、研究実践校の指定に伴う道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託金20万円を計上いたしました。

19款繰入金、2項基金繰入金で本補正予算の不足する財源として、1目財政調整基金繰入金で834万4,000円、2目公共事業整備基金繰入金で8,030万円を計上いたしました。

1枚おめくりいただきまして、8ページ及び9ページを御覧ください。

20款繰越金、本年4月1日付で廃止した2件の目的基金を3月31日付で取り崩し、一般会計に繰り入れたため、前年度繰越金3,059万5,000円を計上しました。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして御説明いたします。

私からは、総務部所管の項目について御説明いたします。

10ページ及び11ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、10目基金費におきまして、廃止した2件の目的基金に係る精算金を財政調整基金積立金として計上いたしました。

私からは以上でございます。

続きまして、企画政策部長より御説明申し上げます。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、企画政策部所管に関するものについて御説明を申し上げます。

同じく10ページ、11ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、15目交通安全推進費におきまして、65歳以上の高齢者の安全運転支援装置の取付けに対する補助金といたしまして、18節負担金、補助金及び交付金で高齢者安全運転支援装置設置促進補助金475万2,000円をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、保険福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

私のほうからは、保険福祉部の所管に関するものについて御説明をさせていただきます。

同じく10ページ、11ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節扶助費で、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況を踏まえまして、住居確保給付金の支給対象が拡大されたため住居確保給付費139万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、同項2目老人福祉費におきまして、佐屋老人福祉センターの屋上防水等修繕工事及び佐織総合福祉センターの外壁等修繕工事につきまして、12節委託料で監理委託料として396万円、14節工事請負費で老人福祉施設修繕工事費として7,634万円の補正をお願いするものでございます。

次に12ページ、13ページを御覧ください。

同じく民生費の3項生活保護費、1目生活保護総務費では、生活保護システムの改修委託料といたしまして66万円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、健康子ども部長より御説明申し上げます。

#### ○健康子ども部長（小林徹男君）

私からは、健康子ども部の所管に関するものについて御説明申し上げます。

ページ戻っていただきまして10ページ、11ページを御覧ください。

3款2項1目の児童福祉総務費、12節委託料として、マイナンバーレイアウト変更による児童手当システム改修委託料33万円を計上いたしました。なお、システム改修に要する経費につきましては、国により3分に2補助されるため歳入国庫補助金において22万円を計上しております。

続きまして、3目保育園費では、佐屋北保育園の給食調理用回転窯の修繕費10万9,000円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、産業建設部長より御説明申し上げます。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

私のほうからは、産業建設部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

12ページ、13ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、県補助金の増額に伴い水田農業経営所得安定対策推進費13万1,000円の増額補正をお願いするものです。

以上、よろしく願いいたします。

次は、教育部長より御説明申し上げます。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

それでは、教育部所管に関するものについて御説明させていただきます。

10、11ページをお願いします。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、1目感染症予防費におきまして、市立小・中学校に布製マスク及び手指用消毒液を配置するため、医薬材料費等171万6,000円を計上しました。

また、5目緊急経済対策費で、学校給食食材補償金1,341万1,000円を計上しました。

12、13ページをお願いします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費におきまして、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業20万円を計上しました。

また、4項社会教育費、3目文化会館費で、文化会館外壁等修繕工事監理委託料238万7,000円を計上いたしました。

以上で、令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第13・議案第35号（提案説明）**

**○議長（島田 浩君）**

次に、日程第13・議案第35号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

それでは、議案第35号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

本文第1条にございますとおり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,127万5,000円とする。本日の提出、市長名でございます。

補正予算書の6ページ、7ページを御覧ください。

まず歳入では、2款県支出金におきまして、特別調整交付金400万円の増額をお願いするものでございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

歳出では、2款保険給付費におきまして、6項傷病諸費を追加し、新型コロナウイルス感染症等傷病手当金400万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（島田 浩君）**

それではここで、職員入替えのため暫時休憩といたします。再開を10時20分より行います。よろしく願いします。

午前10時07分 休憩

午前10時20分 再開

**○議長（島田 浩君）**

休憩を解きまして、会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第14・議案第36号及び日程第15・議案第37号（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（島田 浩君）**

次に、日程第14・議案第36号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第3号）及び日程第15・議案第37号：令和2年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。提案理由及び、その内容の説明を求めます。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

それでは、議案第36号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,723万円を追加し、総額を286億2,119万1,000円とするものでございます。

まず、歳入全般につきまして私から御説明をいたします。

6ページ及び7ページを御覧ください。

13款分担金及び負担金、2項負担金、3目教育費負担金で、学校給食費負担金を1億2,839万1,000円減額いたしました。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億3,064万8,000円を計上しました。

19款繰入金、2項基金繰入金で、本補正予算の不足する財源として、1目財政調整基金繰入金で2億4,497万3,000円を計上いたしました。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきましては、担当部長より御説明をいたします。

初めに、保険福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

私からは、保険福祉部の所管に関するものについて御説明をさせていただきます。

それでは、8ページ、9ページをお願いいたします。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、7目事業者継続応援費の18節負担金、補助及び交付金のうち、交付金におきまして感染症拡大の中、福祉サービス事業を継続している法人等を応援するため、福祉サービス事業者等応援交付金1,204万円の補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

次は、健康子ども部長より御説明申し上げます。

#### ○健康子ども部長（小林徹男君）

私からは、健康子ども部の所管に関するものについて御説明申し上げます。

補正予算書8ページ、9ページを御覧ください。

2款9項6目の市民生活応援費、18節負担金、補助及び交付金のうち、あいさいっ子応援給付金として児童1人当たり1万円の給付金を支給するため9,100万円、新生児子育て応援給付金として特別定額給付金の基準日の翌日以降に出生した子供を育てる保護者に10万円の給付金を支給するため2,500万円を計上いたしました。

続きまして10ページ、11ページを御覧ください。

7目の事業者継続応援費、18節負担金、補助及び交付金のうち、子育て支援事業者応援として200万円、民間児童クラブ応援として118万8,000円計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、産業建設部長より御説明申し上げます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

私のほうからは、産業建設部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

8ページ、9ページを御覧ください。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、7目事業者継続応援費、18節負担金、補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症が中小企業者等の経営に甚大な影響を与えることを踏まえて、信用保証料を補助することにより当該企業者等を支援し、本市の商工業の活性化を図ることを目的に、信用保証料補助金6,800万円を計上させていただきました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している認定農業者等に対し、事業継続を支え、再起の糧としていただくために農業担い手応援交付金4,800万円、11節役務費で郵送料等8万円を計上させていただきました。

以上、よろしくお願いいたします。

次は、上下水道部長より御説明申し上げます。

#### ○上下水道部長（三輪進一郎君）

私のほうからは、上下水道部の所管に関するものについて説明をさせていただきます。

8ページ及び9ページを御覧ください。

2款9項6目市民生活応援費の18節負担金、補助及び交付金におきまして、愛西市水道事業水道料金補助金として8,685万5,000円を計上させていただきました。内訳といたしましては、佐織地区分の補助金額として7,043万3,000円、八開地区分として1,642万2,000円です。また、愛西市外水道給水契約者水道料補助金としまして35万4,000円を計上させていただきました。内訳といたしましては、津島市水道事業者契約分の補助金額として25万2,000円、あま市水道事業者契約分の補助金額としまして1万5,000円、稲沢市水道事業者契約分の補助金額として8万7,000円でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

次は、教育部長より御説明させていただきます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

教育部所管に関するものについて御説明させていただきます。

8、9ページをお願いします。

2款9項6目市民生活応援費におきまして、運動習慣促進応援事業費としてスポーツ施設利用再開から本年8月31日まで使用料を補助するため765万2,000円を計上いたしました。

また、給食費無償化事業に伴い、病気、アレルギー等のため給食を食べることができない場合や、市内小・中学校以外の学校に在籍しているなど給食費無償化の対象とならない児童・生徒に対し、無償化期間の給食費相当額の支援金を支給するため374万6,000円を計上いたしました。

10、11ページをお願いします。

10款5項3目学校給食管理費におきましては、給食費無償化事業に伴い財源内訳の保護者負担金を減額し、国庫補助金に振り替えるものでございます。

以上で、令和2年度愛西市一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### ○上下水道部長（三輪進一郎君）

それでは、議案第37号：令和2年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

第1条、総則としまして、令和2年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入でございますが、令和2年度愛西市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業収益の既決予定額4億9,774万5,000円、収益的収入の予定額のみを組替えて

ございますので補正予定額はゼロ円でございます。

第1項営業収益の既決予定額4億7,650万円、補正予定額8,685万5,000円を減額し、計としまして3億8,964万5,000円。

第2項営業外収益の既決予定額2,124万1,000円、補正予定額8,685万5,000円を増額し、計としまして1億809万6,000円に補正する。本日提出、市長名でございます。

補正予算書の2ページ、3ページを御覧ください。

水道の基本料金を6か月間免除することに伴い、収益的収入の営業収益の給水収益を8,685万5,000円減額し、営業外収益の他会計補助金に8,685万5,000円を計上しました。減免する水道使用料につきましては、八開水道使用料で1,642万2,120円を、佐織水道使用料で7,043万2,560円をそれぞれ減額し、愛西市の一般会計から上水道料金免除補助金として8,685万5,000円を繰り入れるものです。

以上で、令和2年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）の御説明とさせていただきます。以上、よろしく願いいたします。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、議案第36号及び議案第37号の質疑を一括で行います。

通告に従い発言を許可します。

初めに、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

#### ○3番（佐藤信男君）

それでは、令和2年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問のほうをさせていただきます。

ページ数10ページ、11ページをお願いいたします。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、7目事業者継続応援費、18節負担金、補助及び交付金の民間児童クラブ応援事業118万8,000円について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策による利用自粛の影響を受けた児童クラブ事業者に対して行う6,000円の応援金の根拠、また人数、99人という利用者の減少見込み人数はどのような根拠であるのかお尋ねいたします。また、民間児童クラブ応援金の交付時期はいつ頃を予定しているのかお伺いいたします。

続きまして、すぐその上に当たりますけれど、子育て支援事業者応援事業200万円について質問させていただきます。

事業継続している放課後児童クラブや保育所に10万円の応援金を交付するとのことですが、この応援金の使用目的は限定されるのかお尋ねをいたします。また、応援金10万円は人件費として支払うことは可能かどうかもお伺いいたします。

#### ○健康子ども部長（小林徹男君）

まず、民間児童クラブ応援事業についての2点でございます。

6,000円につきましては月額使用料で、99人につきましては、登録者のうち4月、5月に利



用自肅を予定された方々の人数となっています。

2点目で、支払い時期につきましては、議決後に手続を進めますので、いつになるということはお答えできませんが、速やかに交付するように考えております。

続いて、子育て支援事業者応援事業につきましても2点でございます。

まず1点目、交付金の使途につきましては、コロナ対策としての感染予防対策に利用する経費として想定をしております。また、人件費につきましても、感染防止対策の実施に生ずるものであれば活用できるものであると考えております。以上でございます。

### ○3番（佐藤信男君）

それでは、再質問をさせていただきます。

民間児童クラブ応援事業についてであります。この民間児童クラブ事業者は市内で事業者は4業者とのことですが、具体的に事業名はどこですか、お尋ねいたします。

次に、子育て支援事業者応援事業についての再質問であります。

先ほど質問した民間児童クラブ応援事業で、応援金を交付するのと、この子育て支援事業者に応援金を交付するのは、そもそもどう違うのか、具体的に説明をお願いいたします。

### ○健康子ども部長（小林徹男君）

まず、民間児童クラブの4施設につきましては、諏訪学園、ビボ・ファースト、れんこん村、ふれあい館の4事業者となります。

2点目でございますが、民間児童クラブ応援事業は、児童クラブ事業者のうち民間事業者に対して交付するものでございます。今回、児童クラブ事業は、運営継続の要請と学校休業に伴う事業拡大も要請されており、一方で感染拡大を防止するために利用自肅をお願いしていることから、利用者は減少し、利用料の減少につながっております。この利用料につきましては、指定管理者につきましては市に入りますが、民間事業者が実施する児童クラブの利用料は、民間事業者の事業収入になります。そのため、民間事業者の今後の運営費用を支援するために交付金を支給するものでございます。以上でございます。

### ○議長（島田 浩君）

次に、7番・原 裕司議員、どうぞ。

### ○7番（原 裕司君）

それでは、議案第36号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問させていただきます。

8ページ、9ページにおきまして、福祉サービス事業の応援事業についてでございます。

1つは、愛西市の人件費補助を受けていない59法人が対象となっております。人件費を受けていない法人は、まず何法人あるでしょうか。そして、人件費補助として、法人から外した理由について説明をお願いしたいと思います。

2点目ですが、介護福祉サービス事業所の利用者数で10万円と20万円が応援金として支給されるわけですが、この中で、利用者が10人までが10万、そして21人以上、これが20万という区分けになっておりますが、これを区分けした、例えば21人以上30万円という3区分にも考えら

れたのではないかとということで、この区分けされた説明をお願いしたいと思います。

それと、農業担い手の応援事業についてお尋ねをしたいと思います。

この対象者につきましては、認定農業者、そして認定農業者に準ずる者以外、農業従事者、この違いについて説明をお願いしたいと思います。

それと、申請の中で6か月間継続した3か月の売上げの20%以上の減少では、減少を対象として支給されるということですが、昨年度の売上げにつきましては、月次表で確認できるんですけども、連続3か月の経費についてどのように確認を取るのかお答えを頂きたいと思いません。以上です。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

私のほうからは、福祉サービス事業者の応援事業についてのまず1点目が、人件費補助をしている法人の数でございます。こちらは2法人となっております。それから、そちらのほうを対象外とした理由の関係でございますが、こちらは、既に市から人件費補助を受けている団体に対しましては、さらに応援金を交付するのは好ましくないと考えたところでございます。

それから2点目の御質問で、支給金額を3区分に考えなかったのかという御質問でございますが、こちらにつきましては、支援金については市民の利用者等の利用者人数の規模に配慮することによりまして段階的に配分するということとしております。また、交付までの期間をなるべく迅速に行うことに配慮いたしまして、制度設計をなるべく簡素にするため、2段階基準ということで算出をさせていただいております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

私からは、農業担い手応援事業について答弁をさせていただきます。

まず、対象者の違いの件ですけれども、認定農業者、認定農業者に準ずる者との違いですけれども、市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想によって位置づけられている農業者が認定農業者となります。

続きまして、どのように確認を取るかという質問ですけれども、確定申告書または決算書を基に昨年の経費との整合を図ります。また、不明な点は申告者への聞き取りにより判断をいたします。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

それでは、再質問させていただきたいと思えます。

介護予防の関係でございますけれども、介護予防、生活予防支援サービスで縮小と休止という団体については一律2万円の交付をするということでございますけれども、休止につきましては十分理解ができるかと思えますが、縮小という基準の部分がもう少し詳しく、こういったところで縮小と判断し、2万円が支給されるか説明をお願いしたいと思います。

それと、農業の担い手の関係でございますが、各種イベントの中止ということで営業停止の影響だけではなく、消費者の買い控えや、特に農産物、野菜や花等の出荷にもかなり影響が出ていると考えられます。そういった対象の生産物につきましても、生産時期や収穫時期によっても違いが出てくると思えますが、この1月から6月、この6か月間に定めた理由について説

明をお願いしたいと思います。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

福祉サービス事業者の休止の関係の縮小の解釈でございます。こちらにつきましては、介護予防生活支援サービスでは、外出自粛や緊急事態宣言を受けまして、密接・密集・密閉などを避けるために、実施回数でありますとか利用者数の減少、それから在宅の滞在時間の短縮などの対応を行っていただいた団体を縮小とさせていただいております。以上でございます。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

期間の関係ですけれども、現在新型コロナウイルス感染症の影響を数的に判断できるものは、令和2年1月から6月の売上げや、経費を昨年の同時期と比較することしかできないため、このたびの判断基準といたしました。また、品目により育成、収穫の時期が異なるため、半年間のうちの3か月の売上げや経費の合計を比較するという判断基準とし、できるだけ柔軟に対応できるようにいたしました。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

**○1番（馬淵紀明君）**

それでは、議案第36号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、ほぼほぼ9ページになりますけれども、質問させていただきます。

最初に、あいさいっ子応援給付事業ですけれども、対象者9,100人となっておりますが、基準日が令和2年3月31日ということですのでけれども、今現在、市外、県外も含まれますが、市外で学校生活を送っている児童は対象にならないのかお尋ねいたします。それから、今その基準日以降、市外の学校に通っている児童の数も教えてください。

次に、福祉サービス事業者応援事業についてです。

区分が①と②ですけれども、それぞれの法人数が分かればお願いいたします。また、交付はいつぐらいになるのかも教えてください。

その次、あいさい信用保証料補助事業についてでございます。

保証料の上限が20万円となっておりますけれども、これは借り入れる額や保証期間によって保証料というのは変わってくると思いますけれども、この20万円になった根拠というのを教えてください。それから、今後1か月当たりの見ているところが1か月当たり20件と積算してありますけれども、これはちょっと少ないのではないのかなあという私なりの見解ですが、市としてはどういうふうを考えているのかを教えてください。

最後のところですが、運動習慣促進応援事業についてですけれども、これは使用再開時からなっておりますけれども、6月から再開をしていくという考えなのかお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

**○健康子ども部長（小林徹男君）**

私のほうからは、あいさいっ子応援給付金給付事業につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず2点でございますが、まず市外の学校生活を送っている児童につきましては、あいさいっ子応援給付金事業については対象としておりません。

2点目でございますが、基準日以降のものにつきましては、住民登録がない児童についての把握ができませんので、児童数については不明でございます。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

私のほうからは、福祉サービス事業者の関係の利用者の関係でございます。

こちらにつきましては、福祉サービス事業の運用をしている法人として、4月はまだ確定はしておりませんので3月時点での試算でございますが、59法人のうち利用者10人以下は26法人、利用者11人以上は33法人ということになっております。それから、交付の時期でございます。こちらにつきましては議決後に手続を進めてまいります、事業者からの申請書類を受付、確認後、速やかに交付できるように進めてまいります。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

信用保証料補助の関係です。

上限20万円の根拠ですけれども、リーマンショック時の保証料補助事業と同様の補助金額といたしました。

あと、1か月当たりの20件の見通しですけれども、確認したところ、5月から別枠で融資額の融資制度が創設され保証料が免除となるため、多くの方がこの有利な制度を活用するようになってきたことから件数を想定したものでございます。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

施設再開についてでございます。

5月28日に開催される愛西市新型コロナウイルス対策本部会議で、6月以降の利用について決定してまいります。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

再質問ですけれども、最初の応援事業、市外の学校生活を送っている方は対象にならないということですが、人数も分からないということですが、本当に分からないんですかね。統計とか見ますと、中学校卒業後就職しましたとか、専門学校行きましたとか、高校に行っているという、どの子の行っている場所というのは、特定はできていないけれども、それぞれ県外、市外の学校に行っているものが分かるのではないのかなあと私は思いましたけれど、そこをちょっともう一度、分からなければ仕方ないんですが、その確認と、あいさいっ子応援給付事業という名前がついている以上、例えば生まれてから、生まれてから分からないですけども、小・中と愛西市の学校に通って、何らかの理由で市外、県外のほうに通っているわけですね。コロナの影響で自宅に帰ってくる子供もいるでしょうし、正月、お盆も含めて休日は地元愛西市に帰ってきて、保護者がそこに住んでいるならば、そこは対象になってもよいのではないのかなあと考えますが、その市として対象にならなかった理由をもう一度説明をお願いいたします。

それから、こちらの先ほどの信用保証料のところですが、現在137件を認定している

件数としたがっていますが、これはセーフティネット4号、5号、危機関連保証という該当する制度の内訳が分かれば教えていただきたいです。

最後は、運動促進のほうですけれども、仮にこの5月28日の時点で6月は再開できないと見たときに、この6月分は9月分に充てるのか、その辺をお尋ねします。

**○健康子ども部長（小林徹男君）**

あいさいっ子応援給付事業につきましては、簡素な仕組みで迅速に対応したいと、そういうことで、住民登録がない方につきましては把握はできない状況ですので対象外と、数についても不明ということになっております。以上でございます。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

信用保証料補助金の関係です。

4号、5号の内訳の関係ですけれども、4号が56件、5号が14件、危機関連が67件となっております。以上です。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

今回の措置は利用再開時から8月分までのみの利用分と考えておりますので、延長等は考えておりません。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

**○4番（竹村仁司君）**

議案第36号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

8ページ、9ページの2款9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、7項事業者継続応援費の中ですが、本市の中小企業者の経営に大きな影響が新型コロナウイルス感染症によって与えられていると思いますが、この市独自の愛西信用保証料、緊急経済対策補助事業についてですが、指定された融資制度で市の認定が必要とのことですが、どのように認定を受ければよいのかお伺いします。また、愛知県信用保証協会の保証料には保証料率があると思いますが、この補助事業に関係してくるのかお伺いします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

まず、認定の関係ですけれども、セーフティネット4号、5号及び危機関連保証の認定ですけれども、それぞれに昨年同時期との売上の減少率と、その後の2か月を加えた3か月の売上の減少率を確認し、認定するものでございます。また、信用保証料には保証料率が関係し、融資額や返済期間等の個々の状況によって率が変わるとのことでございます。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

少しでも多くの経営者の方々にこの補助を利用していただきたいと思いますが、積算の中で、今後の見通し200件とありましたが、この200件は市の認定を受けていないと思われませんが、今後認定に向けてどのような取組をしていくのかお伺いします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

認定につきましては、セーフティネットや危機関連保証に該当するかどうかを認定するもの

であり、融資を受ける場合には必要な書類となっております。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

**○17番（真野和久君）**

それでは、幾つか質問させていただきます。

最初に、8、9ページのあいさいつ子支援事業についてですけれども、今回、児童手当受給者に対しての給付を行うということになっていますが、いわゆる給付の対象者の内訳を教えてくださいというふうに思います。特別受給者とか、それから受給者以外についてもどの程度見えるのかについてお願いします。それから、受給者以外というのはどういう、公務員を除く受給者以外というのはどういう方々になるのかについて教えてくださいというふうに思います。

それから、民間児童クラブの応援事業に関してですけれども、先ほどの話もありましたが、現在それぞれの児童クラブの利用状況がどういう状況なのかについて、大体概要でいいので教えてください。それから、先ほどの対象の99人というのが言われましたけれども、これは実数なのかどうなのかについてちょっと確認をしたいというふうに思います。それから、対象期間が4月、5月になっていますが、3月から学校の休校等がありますので、3月分についてはどういうふうに考えているのかについてお尋ねをします。

それから、福祉サービスの事業所応援事業ですが、これも先ほどの中で59法人と12団体というふうですけれども、こうした事業者のサービス利用状況の現状について説明をお願いしたいというふうに思います。それから金額の根拠、算出の根拠について説明をお願いします。

あとそれから、9ページの運動習慣促進応援事業に関してですが、6月からスポーツ施設を開館して、そして利用者に対して支援をするわけですけれども、いわゆるコロナウイルスの感染に関しては、例えば県の警察の剣道とか、そうしたところでの剣道の練習での感染とか、それから特にスポーツでも体を接触するようなスポーツに関しては、感染する可能性が危険性もかなりあるというような問題もありました。今回、利用を勧めること自身、運動を勧めること自身は大事なことだと思いますが、ただ、そうしたスポーツを行う上での感染の注意とか、そうした感染予防対策をどういう形で徹底していくのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、全体を通してというか、それぞれの世帯に対する給付事業に関してですけれども、あいさいつ子応援給付事業とか、それから新生児子育て応援給付金とかに関してですけれども、今いろいろ課題となっているのが、生活保護を受けている方々に対してこうした給付金等が収入認定されるかどうかという問題が非常に大きな問題となっています。国の給付金に関しては収入認定をしないという話にはなっていますが、こうした市の独自対策に対して収入認定がされてしまうのか、そうした問題についてお尋ねをしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

**○健康子ども部長（小林徹男君）**

まず、あいさいつ子応援事業につきましてでございますが、給付対象者の事業内訳というこ

とで、国の子育て世帯の臨時特別給付金の対象者は7,400人ですが、特例で外れた方は約400人ほどです。それと、それとは別の受給者以外は1,700人が国の対象外の方となります。

2つ目で、受給者以外とはということで、児童手当の先ほどの特例給付の受給者や年齢要件を越した児童につきましては、あいさいつ子応援事業のみの対象となっております。

続いて、生保の関係も言われましたので併せてお答えさせていただきますが、生保の収入認定につきましては、今の段階では未定です。差押えにつきましては、生活支援のため差押えまではしない方向で考えております。

続いて、民間児童クラブの応援事業につきましてでございます。

状況につきましては、登録者に対して約8割の利用者が自粛をされております。対象者の99人ですが、この99というのは、登録者のうち利用自粛を予定されていたという方ですので、実数ではございません。

もう一点、3月分につきましては、自粛要請はしておりませんでしたので、収入減はなしというように考えております。以上です。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

2点目の福祉サービス事業者の関係の、まずサービスの利用状況の件でございます。

こちらにつきましては、福祉サービス事業を運営している法人の利用状況といたしまして、3月実績の試算でございますが、59法人のうち利用者10人以下が26法人、それから利用者11人以下は33法人ということになっております。

それから交付金額の根拠でございますが、こちらは感染症拡大の中事業継続をしていただいていることから、数字に直接的に表れないような負担増への一助となるような趣旨となっております。それから、利用者規模の状況に配慮して段階的に設定をさせていただいております。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

感染予防対策についてでございます。

現在、スポーツ施設の再開に向けて国や県が発表している再開に向けた感染拡大予防ガイドライン、またスポーツ団体の意見等も取り入れ、愛西市のガイドラインを作成したいと考えております。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

収入認定に関しては、やはり大きな問題なので、早急にその対応をしていただきたいと思いますし、収入認定されてしまうとその分生活保護費が削減されている問題が非常に、ないのと一緒にになってしまいますので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。あと、民間児童クラブについて、3月は要請していないからという話でありましたが、今後6月、今自粛がかなりあるわけですが、6月以降に関しても、当然利用者の判断において利用者減とかということも予想されるわけですが、それも要請していないということで支援をしないのか、そういった対応はどうしていくのかについて、考え方をお願いしたいというふうに思います。

あとそれから、運動習慣促進応援事業ですけれども、今、市のガイドラインをつくるという話がありましたけれども、これはいつ頃までにつくるのかについてお尋ねします。

○健康子ども部長（小林徹男君）

6月以降でございますが、現状のところでは未定で考えております。

○教育部長（大鹿剛史君）

再開までにつくる考えてございます。

○議長（島田 浩君）

次に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第36号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、大きい項目で2点ほど質問させていただきます。

1点目です。

小学校給食費無償化事業ですけど、今回この補正の中では、内訳としては実際支援金事業という部分で大きく取り沙汰されておりますが、この事業、給食費無償の事業を行う背景と、この6か月とした根拠を教えてくださいたいと思います。また、支援金事業の申請方法はどのように行われるのかお願いいたします。

続きまして、運動習慣促進応援事業についてであります。この事業について学校施設開放のことだとは思っておりますが、学校開放の考え方、基準などはあるのか、また学校開放を利用している団体数はどれぐらいあるのかお伺いいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

まず1点目、給食の関係です。

新型コロナウイルス感染症への対策として、子育て世帯への負担軽減を目的に学校給食を無償化いたします。市内小・中学校が臨時休業し、保護者の負担が増し、また多くの家庭で経済的に大きな影響があります。家庭の負担軽減することができるよう給食費を無償とする手法とし、期間については、愛西市としてできる限りの設定として給食再開後6か月間といたします。また、病気やアレルギーへの対応、私立の学校等へ就学しているなど無償化期間の給食費相当額の支援金の支給につきましては、広報、ホームページにより周知を図るとともに、市内の学校に在籍する対象者には学校を通して案内をすることとしております。

次に、2点目の運動習慣促進応援事業についてです。

まず、学校開放の考え方、基準です。6月から通常登校が開始される中、学校開放を再開し、感染者が万が一出た場合、再度一定期間休校することになるおそれがあり、学校教育に支障があると考え、学校開放は当面の間利用中止とさせていただきます。学校開放を利用している団体でございますが、昨年の7月で109団体でございます。以上です。

○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

では、それぞれ再質問させていただきます。



給食費無償化事業のほうですが、実際、4月、5月分の支払い済みの給食費の取扱いについてお伺いしたいのと、各市町村、自治体がいろんな施策を打っておりますが、近隣市町の状況はどうなっているのか。また、生活に苦しい世帯において、就学援助の関係もあったと思いますが、そこら辺の事業との関係性をお伺いしたいのと、最後、この給食費無償化事業の愛西市としての位置づけみたいなのがあれば、ここでお願いします。

運動習慣促進応援事業について再質問ですが、先ほど学校開放を利用している団体、109団体という形で、今後の課題といたしますか、これから受付するときに多分競合されることが考えられるんですが、そのときの対応策などは考えられてみえるのか。また、資料の中で、3か月の積算がされておりますけれども、その積算根拠をお願いいたします。

最後、先ほど真野議員からありましたが、利用再開に向けたコロナウイルス感染拡大予防対策が行われると思いますが、同じ回答ならそこは割愛させていただきます。以上です。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

まず1点目の、4・5月分の給食費の関係でございます。

学校の休業期間が4月、5月と続けて急遽延長されたことから、給食費につきましては4月、5月分を納めていただきました。納めていただいた給食費は学年費に充てさせていただき、6か月間の給食無償化期間の給食費の先払いとすることはございません。

近隣自治体では、津島市が3か月間、弥富市が2か月間を予定していることを確認しております。

今回の新型コロナウイルス感染症による家計への影響は、就学援助の対象者のみだけではなく、広く多くの方々に影響が出ていると思われ、その支援策として同様な給食費無償化をしている自治体と比較しても長い期間となる6か月間の無償をいたします。

次に、学校開放の抽せんの関係でございます。

6月分及び7月分につきましては、学校開放利用団体を対象とした抽せん会を別途に5月31日に実施をしたいと考えております。

それから、今回予算の積算根拠ですが、昨年の体育館及びスポーツ施設の利用実績を基に積算をいたしました。

感染予防対策につきましては、先ほど御答弁したとおりでございますので、よろしく願いいたします。

**○議長（島田 浩君）**

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

**○14番（山岡幹雄君）**

議案第36号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問させていただきます。

ページ数につきましては、8ページ、9ページで、事業名でちょっと指名させていただきます。

新生子育て応援給付金事業につきまして、この事業で生活負担の軽減を図ると目的で説明

がありますが、10万円で具体的にどのような内容で軽減できるか説明を伺います。

次に、民間児童クラブ応援事業の関係でございますが、新型コロナウイルス感染症対策で利用者が影響を受けたとあるが、具体的にどのような影響を受けていたのか伺います。

次に、子育て支援事業者応援事業の関係で、新型コロナウイルス感染症により児童クラブ、保育所等の利用状況、これは真野議員が聞かれましたので省略させていただきます。事業者を応援することの効果伺いたいと思います。

次に、福祉サービス事業応援事業に関しまして、4月中に利用者を1人から10人と11名以上に分けられた理由の根拠を伺います。

次に、愛西市農業担い手応援事業の関係で、これも原議員も質問されておりますが、交付金対象者が認定農業者に準ずる者と36人はどのような方なのか、また、この認定農業者また認定農業者に準ずる者以外で、専従農業者、農業に従事してみえる方を対象外にしたのはなぜか伺います。

最後に、運動習慣促進応援事業から、スポーツ施設等の使用料を助成しますという事業でございますが、この事業はどのような経緯で至ったのか御説明をお願いします。以上です。

#### ○健康子ども部長（小林徹男君）

まず、新生児子育て応援給付金事業につきましてでございますが、この事業は新生児の子育て支援でございますので、おむつ代やミルク代などのほか新生児用の服の購入費等に充てただけであればいいかと考えております。

2点目の民間児童クラブ応援事業につきましては、利用自粛をお願いしたことから利用者が減少し、利用料の収入が減少するというところで、事業者にとって影響が出ております。

3点目の子育て支援事業者応援事業でございますが、効果でございます。交付金を支給することにつきましては、各事業ともこれから徐々に通常どおりの運営になるかと思っておりますので、さらなる感染予防対策が必要と考えます。そのための対策費にこの交付金を活用していただくことで、少しでも安心して運営ができるようになることが効果であると考えております。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

私のほうは、福祉サービス事業者等応援事業についてでございます。

1名から10名と11名以上に分けた理由ということでございますが、こちらにつきましては、各事業所における利用者の状況、それから利用者数の規模に配慮して10名を基準とさせていただいております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

農業担い手応援事業です。

認定農業者に準ずる者ということで、認定農業者であった者、認定農業者の行う耕作または農畜産の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族、農業の経営または技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として市に認められた農業者等でございます。あと、対象外にしたという件で、市内の農家の経営規模に差があるため、

愛西市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想によって位置づけられている愛西市在住の認定農業者もしくは認定農業者に準ずる者を対象といたしました。以上です。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

運動習慣促進応援事業を提案するに至った経緯でございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により、市民の運動不足と体力低下が懸念される中、学校体育施設の開放は当面の間、使用制限を設けることに配慮し、スポーツ施設等の使用料金を補助することで運動不足解消等運動習慣回復の援助及びきっかけづくりを促すものでございます。以上です。

**○14番（山岡幹雄君）**

それぞれ御答弁ありがとうございました。

2項目ほどちょっと事業に関して質問させていただきます。

全体的にあれですけど、コロナウイルス感染症がございまして、第2波、第3波が来るようなことで、今回国のほうの事業というか補助金が出ております。感染症の地方創生臨時交付金が来ておりまして、それで福祉サービスのほうこれ4月と書いてあるんですが、今後、今年度中に第2波が来たらまたこういう事業をやられるのか。また、農業者担い手の関係で、市に認められた農業者というふうに御説明があったんですけど、具体的な何かの例があればお答え願います。以上です。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

保健福祉サービス事業の応援事業につきましてでございます。

国の動向等につきましては、まだ次の次回以降についてはまだ未定となっております。以上でございます。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

認定農業者に準ずる者の具体例ですけれども、認定農業者のOB、農業経営士、青年農業士、農業助成アドバイザー等でございます。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

**○2番（石崎誠子君）**

議案第36号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

まず、補正予算書8ページ、9ページの2款9項6目18節の部分について伺います。

あいさいっ子応援給付金についてです。

国の子育て世帯への臨時特別給付金が支給されますが、さらに市独自でも子育て世帯に対して給付金を支給されることとなった理由についてお尋ねいたします。この給付金の対象者は、令和2年度に18歳を迎える世代までとなっておりますが、その理由についてもお尋ねいたします。そして、受給するためにどのような手続が必要なのかも合わせてお聞かせください。

次に、新生児子育て応援給付金についてです。

こちらも、国の特別定額給付金の基準日翌日の4月28日以降に生まれた子供1人につき10万

円を支給することとなった理由についてお尋ねいたします。また、人数、その根拠もお尋ねいたします。

そして、続いて愛西市水道事業水道料金についてです。

愛西市と愛西市水道事業において取り決められた、愛西市水道事業の水道料金を補助する経緯についてお尋ねいたします。また、令和2年8月利用分から実施することとなった理由もお聞かせください。以上です。

### ○健康子ども部長（小林徹男君）

まず1点目の、あいさいっ子応援給付金事業でございます。

この理由でございますが、子育て世帯は学校の休業等により経済的な負担が増えていることから、市独自に負担軽減を図る取組が必要と判断したためでございます。支給対象者でございますが、対象者は国からの子育て世帯への臨時特別給付金1万円とは別に、市独自に所得制限を設けない形で市内の子供に対して1人当たり1万円を支給し、さらなる支援を行うとしております。3つ目の手順でございますが、国の臨時特別給付金の対象者の方につきましては、申請なしの支給、国の臨時特別給付金対象外となった方につきましては、申請により支給することとしております。

2点目の新生児子育て応援給付金事業でございますが、新型コロナウイルス感染症が市民生活にもたらす影響の長期化が見込まれることから、市独自に国の特別定額給付金の基準日を過ぎて生まれた子供に対しても支援が必要と判断をいたしております。見込み数でございますが、これまでの出生状況から月約30人とし、合計で250人を見込んでおります。以上でございます。

### ○上下水道部長（三輪進一郎君）

それでは、水道料金の基本料金の補助を実施するに至った経緯について御答弁させていただきます。

令和2年4月28日、愛西市より愛西市水道事業に対して新型コロナウイルス感染症拡大に伴う上水道料金の減免についての依頼文書を受け、同年4月30日に承諾する旨の回答文書を提出し、同年5月21日に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う上水道料金の減免に関する協定を締結したという経緯でございます。

続きまして、第2点目の令和2年8月利用分から実施する理由はということでございますが、愛西市全域の基本料金の減免ということでございますので、海部南部水道企業団と開始時期を調整し、その結果、最短で8月利用分からとなりました。以上でございます。

### ○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

それでは再質問させていただきます。

まず、あいさいっ子応援給付金についてです。

基準日を令和2年3月31日とした理由をお聞かせください。そして、支給対象者への個別通知や案内及び受給の意思確認はどのようにしていかれるのかお聞かせください。また、児童手当受給者は申請なしで給付を行うということですが、では申請が必要な対象者は何名になるの

か、申請に期限はあるのかお尋ねいたします。そして、児童手当受給者は児童手当と合わせて、また国の給付金、今回の市独自の給付金等と合算して振り込まれるのか、また申請手続が必要な対象者についても、どのようなスケジュールを想定されているのかお聞かせください。この給付金は課税の対象となるのか、またその他事務費が書かれていましたけれども、その内訳はどのようなになっているのかお聞かせください。

そして、新生児子育て応援給付金についてですが、こちらは申請が必要ということなんですが、対象の方への周知方法や手続の内容についてお尋ねいたします。また、このような給付をされる近隣自治体はあるのかもお聞かせください。

そして、水道事業についての再質問です。

市民や事業者は基本料金の減免を受けるに当たり、何か手続が必要となるのかもお聞かせください。

以上、よろしくお願ひいたします。

#### ○健康子ども部長（小林徹男君）

まず、1点目の基準日でございますが、この基準日につきましては国の給付金の基準日と合わせたというものでございます。

2点目の発送はいつ頃かということでございますが、国の臨時特別給付金の対象者の方につきましては、準備ができ次第案内を送付し、国の給付金と合わせて6月中の支給を予定しております。なお、国の給付金対象者は、給付を希望しない方については受け取り拒否の届出を提出していただき、申請はなしという形になろうかと思っております。

続いて、人数でございますが、申請が必要な方につきましては約1,700人を見込んでおります。あと、振り込みでございますが、児童手当とは別に支給予定で、国の給付金対象者につきましては市独自の給付金と合わせて給付を予定しております。それ以外の方につきましては、6月中に案内を送付し、申請書が届き次第、順次給付する予定でございます。

課税については、これは対象になると考えております。それと事務費につきましては、内訳でございますが、消耗品が3万円、封筒代で9万円、システム改修費で13万2,000円、人件費として61万4,000円を予定しております。

続いて、新生児子育て応援給付金事業でございますが、これの周知につきまして、広報やホームページ以外にも出生届のときに御案内をし、既に出生届を済ませてみえる方につきましては個別に通知し、郵送での申請もできるようにしたいと考えております。

また、近隣でございますけれども、清須市や大府市が実施されると聞いております。以上でございます。

#### ○上下水道部長（三輪進一郎君）

それでは、市民や事業者の方が減免を受けるために必要な手続はということでございますが、愛西市水道事業と給水契約を結ぶ世帯及び事業者は、特に手続をしていただく必要はございません。愛西市以外の水道事業者と給水契約を結ぶ市内在住の世帯と事業者の方には、個別に通知し、6か月分の基本料金分を請求していただきます。申請時の添付書類は、津島市、あま市、

稲沢市が発行する請求書など上水道料の基本料金が分かる書類のコピーを提出していただく予定でございます。以上でございます。

○健康子ども部長（小林徹男君）

すみません、1点漏れておりました。

申請が必要な方1,700人の期限でございますが、9月末を予定しております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

それでは、ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時40分といたします。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第36号、令和2年度補正予算について質問いたします。

まず、歳入についての質問です。

これは通告をしておりませんが、6ページ、7ページについて、今回、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について2億3,000万円ということで、国から交付金が来るということになっておりますが、国のほうの答弁によると、1兆円のうち7,000億円はすぐに払って、3,000億円は後ほどだという国会答弁もありますが、この臨時交付金については、増える予定であるのかなあというふうに思っているんですが、そのことについて、まず1点お伺いします。

続いて、今お話があった、ずうっとお話があったことの最後の確認ですが、生活保護費の収入認定と課税・非課税の課税がされるのではないかということについては、給付を支払うことについて言うと非常に大きな問題であろうと、関心事であろうというふうに考えるわけです。そういった点では、もう一度、生活保護申請についての収入認定は今のところ保留だと、まだ決まっていないということでしたが、課税については、給付金であるあいさいっ子応援給付金と新生児子育て応援給付金について、それぞれ課税については対象となるかどうかをお伺いします。

続いて、同じ8ページから9ページの事業者継続応援費の負担金、補助金の中で、信用保証料ということで6,800万円の補正予算が立っておるところであります。セーフティネット4号、5号、また危機管理保証に関する補助についてということで、事前に配付された資料によると137件ということでお話がありました。この137件については、どの部分については何件かというのは先ほどお伺いしましたが、137件の業種については、どういった業種が多いのかお伺いをします。

また、この信用保証制度の補助事業ですが、申請の受付の窓口はどこがするのか、商工会が

するのか、市がするのか、もしそのほかがあるのであれば教えてください。

さらに、全体で約400件ほどの補助事業ということですが、事業者を含めて、そればかりではないので、そういった点では、そういった支援の創設の考えというものがほかの自治体でもあると思うんですが、そういったことは今後どのように考えているのか、考え方を教えてください。

続いて、8ページ、9ページの2款9項6目の市民生活応援費の負担金、補助金及び交付金の中で、給食費等支援ということで374万6,000円ということも載っておりますし、その歳入のところで1億2,000万円歳入を減らすということも載っておりますが、それについてお伺いをいたします。

まず、3月、4月、5月ということで、給食が行われなかったということもありますので、それぞれについて、食材費の納入業者に関わって、補償があったのかどうか、あるのであれば幾らぐらいあるのかお伺いします。

続いて、今回、お弁当を持ってきている、給食費の負担のない人に対する補助ということですが、今、支援事業として行っているすまいるの利用者についての扱いはどのようになるのかお伺いします。

また、先ほど、近藤さんのほうからもお話がありましたが、就学援助金制度を利用する生徒に対して、みなしで給食費を支援するという制度が、国もそれを行ってもいいよという通達も出ていることは確認をさせていただきましたので、そういった就学援助金制度を利用する生徒に対して、今までは給食費を払うとその分だけ支払うということがありますが、給食費の負担はないけれども、みなしで給食費があったということによって、就学援助世帯の支援を行うべきではないかというふうに思いますので、その辺についてどのようにお考えなのか教えてください。

続いて、同じく9ページの負担金、補助金及び交付金の中での、愛西市水道事業水道料金についての補助金が8,600万円ありますが、また市外のところについて35万円ということでありまますけれども、この事業で免除される金額というのは、一般家庭でそれぞれの地区で教えてください。佐屋地区、立田地区、佐織地区、八開地区、そして津島市との契約、そしてあま市との契約、そして稲沢市との契約、これについて、それぞれ一般家庭においては幾ら減額免除されるのか、6か月間トータルで構いませんので教えてください。

さらに、それぞれ一般会計からの補助金ということで、今約8,700万円の補助が今回予算計上されたわけですが、一般家庭の分として、一般会計からの補助をされている金額について、できれば1件ずつの補助金に分かればいいですけども、そういう内容で補助の費用を教えてください。

さらには、海部南部水道企業団については、補助事業として繰り出しをする、そういう繰入れをすることについては今回補正予算では計上がされておりませんが、一般会計からの繰入れの均衡ということを考えた場合、海部南部水道企業団の水道の利用者について、どのような取扱いをするべきだというふうに考えていらっしゃるのか教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

私からは、歳入の地方創生臨時交付金のことについてお答えしたいと思います。

今回、臨時交付金につきましては、総額1兆円で、地方単独事業分として7,000億円ついてきておるわけなんです。そちらの地方単独分について、今回、愛西市で2億3,064万8,000円ということで予算計上させていただいております。

残りの3,000億につきまして、国庫補助の地方負担分でございますが、そちらについてはまだ何も国のほう、県のほうから通知がございませんので、またそちらの状況を見て進めていきたいと思っております。以上です。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

先ほど、課税対象かどうかというお話でございましたが、現時点では何も通知が来ていません。したがって、一般的には所得とみなさざるを得ない。ただ、こういったことは国がよく検討をされますので、今後検討をされて、国の動向を見ながら判断をすべきと考えております。以上です。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

教育関係でございます。

まず1点目の3、4、5の給食費の食材の補償についてでございますが、これは補正2号案件の内容で、今議案とは関係がないとは思いますが、現在、業者と協議を進めておるところでございます。

それから、すまいるの利用者の無償化の扱いについては、給食費を負担していただいていない状況である場合については病気やアレルギーなどによる場合と同様の対応となります。

それから就学援助制度のみなし給食です。今回の新型コロナウイルス感染症による家計への影響は、就学援助の対象者のみでなく、広く多くの方々に対する支援が必要であると考え、給食費を6か月間無償化することとしました。就学援助費の支給における給食費のみなし支給を行う予定はございません。以上です。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

信用保証料補助の関係です。

業種につきましては、主なものとして飲食業、食品加工業、製造業、建設・建築業となっております。申請の窓口につきましては、市の産業振興課になります。また、郵送のほうで申請はお願いをしております。

その他の事業者の支援金の創設でございますけれども、支援として有効なものを関係機関とも相談して検討してまいりたいと思っております。以上です。

**○上下水道部長（三輪進一郎君）**

この事業で免除される一般家庭の水道の金額はということでございます。

地区ごとに申し上げさせていただきます。

まず、水道の契約口径が13ミリと20ミリというものが契約者としてあります。それを一般家



庭として算出しておりますのでよろしくお願いいたします。

佐屋地区が6,627万7,000円、立田地区が1,517万8,000円、佐織地区が6,779万5,000円、八開地区が1,418万7,000円、津島市との契約世帯でございます、こちらが7万2,000円、あま市と契約世帯が1万5,000円、稲沢市と契約世帯が5万1,000円でございます。

続きまして、それぞれ一般会計から一般家庭への補助事業費はということでございます。

佐織地区につきましては6,779万5,000円、八開地区については1,418万7,000円、津島市契約分は7万2,000円、あま市契約分は1万5,000円、稲沢市契約分は5万1,000円でございます。

佐屋地区と立田地区につきましては、海部南部水道企業団のエリアでございますので、この事業費はございませんのでよろしくお願いいたします。

続きまして、一般会計からの繰入れの均衡のための支援の考えはということでございますが、令和2年4月28日に愛西市より海部南部水道企業団に対して上水道料金の減免についての依頼をし、同年4月30日に承諾する旨の回答文書が提出されました。同年5月20日、海部南部水道企業団から減免については企業団独自で取り組むこととなり、減免に係る費用負担は企業団において全て対応すると決定がなされました。したがって、市の一般会計から企業団への支援は行わないと考えております。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

では、歳入については今後国の動向をということで、いろんな方法で担うかもしれませんが、多分増えるのではないかとすることは予想しているところです。

あと、課税対象かどうかということについては決まらないということなので、今、私どもも生活保護の収入認定や課税については国会議員を通じて確認をしているところでありますが、まだ来ておりません。

ただ、給付については、一時所得とって、いつきの所得になりますので、いつきの所得は50万円の減免が、収入から50万差し引くという基礎控除がありますので、50万円もらわなければ、国以外でもらわなければ課税には当たらないんじゃないかなあというふうには思いますけれども、あと生活保護についても、国からもらったお金が8,000円までは収入認定されないというのは、今ある生活保護の決まりとしてありますので、それ以上についてはどうなのかということについては今後、また要請・交渉をしていただきたいと思います。

あと、信用保証についてですが、今後については検討していきたいということがありますが、ほかの市町では、テイクアウトに事業形態を変えたものについて支給をするというような制度もありますので、そういったことも含めてやはり考えていくべきじゃないかなあというふうに思います。実際にテイクアウトにして売っているところがたくさんありましたので、この間、そういったものも含めてするべきではないかと思いますが、その考えをお伺いします。

また、中学校の給食についてですが、広く周知をしていくということでお話はあったところではありますが、特にそれぞれの児童・生徒について、申請をしなければならない、負担をしてもらうことになりますので、それについては、どこが窓口になって、それはいつまでに行うのか、そういった申請の方法について、もう少し詳しくお伺いをするのと、就学援助金制度につ

いては、国もそういう給食を行ったとみなして支給をしたものについては、就学援助費の経費の中に組み込んでいいですよと、国も負担しますよという通達が3月31日に出ています。4月、5月の扱いについてはまた今後出てくるという予定もありますので、そういった点では周知をしてほしいんですが、そういう通達が出て、今言ったみなし給付を行わないという意識は変わらないのか教えてください。

あと、水道料金の免除申請事業ですが、1世帯当たりの金額が知りたかったんですが、分かりませんですよと言っただけませんでしたので、大体、佐屋と立田を合計すると8,100万円の減免がされるということですね。大体、割ると5,000円から6,000円ぐらいになるかと思いますが、佐織、八開については、大体1世帯当たりになると7,000円から1万円ぐらいの間ということになります。そのほかは各世帯数で割れば分かりますけれども、それでもう一度お伺いをするんですけれども、海部南部水道企業団でいうと30立方までの使用とする使用量は愛知県一高い水道利用料であるということもありますので、そういった点では、その利用者に対して別の形でできることはあるんじゃないかなあというふうに考えますので、そういった基本料金を下げるだけではなくて、別の形の給付、利用者に対して現金給付をすとか、そういった給付も含めて考えられないだろうかということをおもっておりますので、その考えについて、ないのか、今回の免除制度については、海部南部水道企業団については断られたから一銭も払うつもりはないですよというようなものなのか、教えてください。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

申請の窓口につきましては、教育委員会学校教育課でございます。広報、ホームページにより周知を図ってまいります。

また、市内の小・中学生で対象になる方に関しましては、学校を通すということになると思います。

みなし給食に関しては、行う予定はございません。以上です。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

業種変更を行う事業者への支援金の創設の考えですけれども、今後も商工会等と協議をしていきたいと思っております。以上です。

**○上下水道部長（三輪進一郎君）**

海部南部水道企業団エリアの一般家庭の30立米の使用量について、県下で一番高い水道料金を負担しているの、市民への別の支援の考えはということでございますが、海部南部水道企業団への特別な支援の考えはございませんのでよろしくお願いたします。

**○18番（河合克平君）**

海部南部水道企業団にはないのは分かったんですけど、別の形で市民に対して、佐屋地区と立田地区の市民に対して給付をすることを考えてはどうかということについてお伺いをしたんですが、そういう考えもないということですか。

**○上下水道部長（三輪進一郎君）**

佐屋地区、立田地区の方に特別な支援ということで、水道事業としてできることはございま

せんのでよろしくお願いいいたします。

**○市長（日永貴章君）**

海部南部水道企業団との関係でございますが、今回の基本料金の免除についても、愛西市からこういった事業をやりたいということで、今回、海部南部水道企業団が構成市町村と相談をして、南部水道企業団で行うという運びになりました。

そもそもこの事業自体は、我々としては、愛西市の市民の皆様方、利用者の皆様方の経済的負担を少しでも低くしたいということで、我々愛西市として率先をして提案をさせていただいた事業でございます。当然、今後につきましても、愛西市としてどのようなことを考えていくのかということは随時考えていかなければなりませんし、それを当事業団がどのように見解を示されるのか、また構成自治体がどのような判断をされるのかによって変わってくるというふうに思っております。我々としては、特にこの新型コロナウイルス感染症対策については、先ほど議員からもいろいろ御提案がありましたけれども、国や県も日々支援策や考え方を変えてまいりますので、私どもとしてはやはり、何か事業をやれば予算をつけなければなりませんし、予算をつければ議員の皆様方の御承認が要るということでございますので、若干タイムロスがあるということは御容赦いただきたいというふうに思いますし、また皆様方が何かいい情報があれば、我々に一度提案をしていただいて、協議をしていただければありがたいというふうに思っております。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

それでは、順次質問のほう、議案第36号、37号について質問をさせていただきます。

今回、様々な事業が提案されているわけですが、たくさんの課題がある中で、どのようなプロセスを踏んで今回の提出の事業に絞ったのか、その点について1点、総合的に伺いをしたいと思います。

それから、あいさいつ子応援給付事業についてお聞きしたいんですが、先ほどからほかの議員の皆さんからも、市外で教育を受けている人は含まないとかいろいろとあるんですが、この児童の定義というのが、児童福祉法の定義、また教育関係のほうの定義、様々この児童というのが義務教育中の子供だったり、ゼロ歳から18歳だったり、様々な定義がされているわけなんですけれども、今回の給付事業に当たって、児童、そして子育て世帯の定義はどうなっているのか、就労している子供、18歳以下へも含むのか、それとも高校等に、ひきこもりになってしまっ行って行けない子供も含むのか、そんなところで、頂いた資料でははっきりしていないので、その点について御説明を頂きたいと思います。

そして、様々なリスクを背負いながら、このコロナの中を生きていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるわけなんです、こうした給付を待たずに、社協の元金の貸付け等を利用している子育て・独り親世帯等の把握、そしてパート等の解雇等の把握はされているのか、その点について伺いをしたいと思います。

そして、要保護、準要保護家庭への特別な支援について、今回協議されたのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

それから、民間児童クラブ応援事業についてお伺いをいたします。

民間の児童クラブは、利用者からの6,000円の負担と、市からの1人当たりの補助金で家賃や水道代、そして支援員の人件費、そういったものを賄いながら運営がされております。今回、自粛された分の利用料を市が持ってきてくださるということなのですが、自粛された方の、本来市から出している補助金は一体どうなるのか、結局は、2人の受入れであろうが、40人の受入れであろうが、かかる維持管理費は変わらないわけなんですね。その辺、通常の補助金、それに対してはどのように判断し加算されていくのか、お伺いをしたいと思います。

それからあと、子育て支援者応援事業についてお伺いをしたいと思います。

今後、児童館・児童クラブについて、密をつくらない工夫など、さらに対応が大変になり、消毒やいろんな備品等の整備が必要になっていくわけなんですけど、この指定管理費及び保育園等に払われる給付金は、通常どおり、今までどおり払われるのか、確認をさせていただきたいと思っております。

それから、福祉サービス事業等応援事業についてお伺いをしたいと思います。

高齢者の外出が減って、体力低下、そして認知の問題が目に見えてきております。

一方、このデイサービスを行っている小規模の施設においては、もう経営が成り立たないということで、大きな問題が今噴出してきているわけなんですけれども、この3月から5月にかけて、民間の事業所等、デイサービスを閉鎖して自粛した事業者というのはこの愛西市の中にあるのか、そうしたものを訪問に切り替えたりとか、そうするとまた人件費がかなりかかってしまうということで大変なんですけれども、そういった動きについてお伺いをしたいと思います。

そして、介護予防生活支援サービスの関係で、総合事業、住民主体サービス、この間、どのような活動状況になっていたのか、そして6月以降、体制はどうなっていくのかお伺いをしたいと思います。

そして、継続が厳しくなって、民間施設を閉じるような、そんな相談等は既に来ているのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

それから、愛西信用保証料についてお伺いをしたいと思います。

既に137件等があったということで資料を頂いているわけなんですけど、この137件の業種、どんなものが多いのか、そしてこれは決まっただけであって、相談件数はどれぐらいあったのかお伺いをしたいと思います。

そして、市内の中小企業、個人事業主も含んで、廃業及び倒産の状況、そういった相談も含めて、状況についてお伺いをしたいと思います。

そして、愛西市の農業担い手応援事業についてお伺いをしたいと思います。

一方で、スーパー等はかなりお客様が入って、品薄になるということで、ある農作物についてはかなりの利益が得られたりということもあったかもしないですけども、今回、コロナ

で影響を受けている農家の特徴、農作物等についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、上水道料金免除についてお伺いをしたいと思います。

この問題は、既に新聞等載って、市民の方が御存じで、免除の額の格差についていろいろな御意見を既に頂いているところなんですけど、先ほど河合議員のほうからざっくりした1世帯当たりの数字が示されたわけなんですけれども、再度、この佐織、八開、佐屋、立田で、1世帯当たり、一般家庭でどれぐらいの支援が頂けるのか、金額についてお伺いをしたいと思います。

そしてあと、事業者への補助なんですけど、これも水道管によってかなり額に開きが出てくるのではないかと思うわけなんですけど、最小の額、そして最高額はどれぐらいになって、業種ではどんなものなのか、お聞かせを頂きたいと思います。

そして、総額のうち、市民への補助は幾ら、事業者への補助は幾らという内訳についてもお聞かせ頂きたいと思います。以上です。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、私から1点目の関係でお答えをさせていただきます。

補正予算編成のプロセスにつきましては、まず新型コロナウイルス感染症の拡大により生じている課題に対し、各担当部署から対応策を提案してもらいました。事業の選定に当たっては、必要性、経費、効果等を企画部門と財政部門でヒアリングを行い、市民生活や産業を支援するため、市独自施策として緊急的に措置する必要があると認めた事業を選定し、補正予算の編成を行ったものです。以上です。

#### ○健康子ども部長（小林徹男君）

あいさいつ子応援給付事業につきましては、この児童の定義でございます。

今回のこの児童の定義につきましては、児童手当法に規定する年齢としております。

また、就学・就労等関係なく、年齢での対象とさせていただきます。

2つ目の、給付を待たずに社協の貸付け等の関係でございますが、この件については把握しておりません。

3点目の、要保護、準要保護の特別な支援につきましても、今のところ検討はしておりません。

続きまして、民間児童クラブ応援事業等、子育て支援者応援事業の補助の関係でございますが、これにつきましては、通常どおりの支払いをするということで考えております。どうぞ以上でございます。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

福祉サービス事業の関係でございます。

まず1点目の、市内のデイサービス事業の自粛の事業者でございます。

こちらの関係につきましては、市内のデイサービス事業者が自粛をしているということは聞いておりません。

それから2点目でございます。あとこれが愛西市の介護予防生活支援サービス事業の団体の活動状況でございます。

こちらにつきましては、通所型サービスはほぼ休止状態というふうに聞いておりますし、訪問型サービスにつきましては、感染症対策に配慮しながら縮小継続されているということもあると聞いております。

それから、6月以降の体制でございますが、こちらは6月以降につきましては、各団体等におきまして、感染症対策の確保の上、再開等の是非について検討されていくものと考えております。

それから、継続が厳しくなっている業者の相談についてでございますが、特段支援の相談はございません。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

信用保証料補助の件でございます。

137件の内訳ですけれども、主なものは飲食業、食品加工業、製造業、建築・建設業となっております。

相談件数は把握しておりませんが、相談があれば対応させていただいております。

なお、廃業及び倒産の把握はしておりません。

次に、愛西市農業担い手応援事業の件でございます。

イベントや冠婚葬祭、宴会、旅行等の自粛等により、農作物の消費量に影響が出ております。特に、花卉や季節野菜等の需要が低迷し、市場価格も大きく下落しております。以上です。

#### ○上下水道部長（三輪進一郎君）

佐織、八開、佐屋、立田でどれぐらいの差が出るのかという御質問でございますが、水道料金の基本料金で1給水契約者当たり1か月分でございますが、八開地区は1,815円でございます、これの6か月掛けますと1万890円の減免となります。佐織地区につきましては1,320円でございます。これの6か月分で7,920円となります。海部南部水道企業団エリアの佐屋、立田地区におきましては、一般家庭用の口径13ミリで1か月960円でございますので、その6か月掛けますと5,808円になります。

全体事業費では、八開地区が1,642万2,000円、佐織地区では7,043万3,000円、企業団エリアの佐屋地区では7,708万2,000円、立田地区では1,837万2,000円で、これにつきましては企業団が独自で減免する形になります。

続きまして、事業者への補助で一番少ない額、一番多い額はどんな業種で幾らですかという御質問ですが、愛西市水道事業におきましては、水道料金の基本料金を一律で免除しますので、一般家庭・事業者の業種を問わず、補助額は立田・八開地区におきましては1,815円、佐織地区につきましては1,320円でございます。

3つ目の、総額のうち、市民への補助は幾らで、事業者への補助は幾らになりますかという御質問でございますが、給水契約者のうち、水道の契約口径が13ミリと20ミリを一般家庭として算出いたしますと、八開地区におきましては一般世帯は1,418万7,000円、事業所におきましては223万5,000円、佐織地区におきましては、一般世帯は6,779万5,000円、事業所におきましては263万8,000円を補助する形になります。佐屋地区におきましては、一般世帯は6,627万

7,000円、事業所につきましては1,080万6,000円、立田地区におきましては、一般世帯は1,517万8,000円、事業所は319万4,000円が減免の額となります。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

それでは、順次質問をさせていただきたいと思います。

先ほどからお話を伺っていると、まだ本当に困っている方々の把握というのはこれからかなということを感じたわけですので、そこら辺はぜひ頑張ってくださいと思います。

あと、民間児童クラブの応援事業においてなんですが、今までどおりということは、欠席していらっしゃる方についても出席したものとしてお支払いする方向なのか、その点についても一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、あといろいろ倒産とか閉店とか、いろんな状況について聞いていないということなんですけれども、何らかの形で把握する方法というのはないのか、ただこの愛西市は報告を待っているだけで、動いていくのか、その点について、ちょっと今後、廃業なり倒産する前に何とかしていかなければいけないわけなんですけれども、その点についてどんな動きをされていくのか、確認をさせていただきたいと思います。以上です。

**○健康子ども部長（小林徹男君）**

民間児童クラブの関係につきましては、自粛して休んだ児童についても出席したのものとしてみなすということで、国のほうからも通知が来ております。以上でございます。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

倒産や廃業ということなんですけれども、今回も商工会のほうにちょっと確認等はさせていただいたんですけれども、ただ、コロナの影響かどうか分からないということで1件の廃業はあったそうでございます。ただ、今後の商工会とそこら辺の連絡は密に取って、何か対応できるものがあれば対応していきたいと考えております。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○16番（加藤敏彦君）**

議案第36号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてですけれども、皆さん質問をされておりますので、質問を踏まえて進めたいと思います。

9ページの新生児子育て応援給付金事業であります。これはコロナの影響が長期化することによって支援を行うという説明でありました。対象を12月31日で区切った理由、それから転入者も出てくるわけですが、転入者を対象にしない理由について。

あと、生活保護の関係ですけれども、収入認定されるかどうかという点では、まだ国のほうがはっきりされないということですが、収入認定をしない手続として、条例の改正とか通達とか、どういうものがあればきちっとそういうことが確認できるかについてお尋ねをいたします。

それから11ページの子育て支援事業者応援事業ですけれども、対象となる児童クラブの9団体はどこになるのか、それから対象となる保育所の11団体はどこになるのか、それから新型コロナウイルス感染症予防対策でどのような負担が生じているか、また困っていることはあるか、

あと応援金を一律10万円にした理由は何かについてお尋ねをいたします。

9 ページの愛西市農業担い手応援事業についてですけれども、答弁の中で、冠婚葬祭等が各種イベント中止で、農作物、花卉などの利用が減っているという、価格も低迷しているということですが、今回は認定農業者、または認定農業者に準ずる者に限定されておりますが、そういう影響は、それ以外の農家にもあるんですけれども、それ以外の農家についての今後の検討があるのかどうかについてお尋ねをいたします。

それから、売上げ、または経費の20%以上減少、20%以上増加という、20%という提案をされましたが、この20%の根拠は何かについてお尋ねをいたします。

あと、交付金を30万円にした理由は何でしょうか。お尋ねをいたします。

#### ○健康子ども部長（小林徹男君）

それでは、新生児子育て応援給付金事業でございますが、この12月31日につきましては、同じような事業を実施してみえる自治体でも、7月で締めたり、愛西市と同じように12月で締めたり、3月までということで、期限はまちまちになっておりますが、愛西市としては年末で期限を設けさせていただきました。

続きまして、転入者につきましては、簡素で迅速な給付をするために、転入出については考慮しないということにしております。

続いて、生活保護の収入認定につきましては、先ほどもちょっと現段階では不明ということで、今後どういう形になるかと思っておりますが、県を通じて国に情報を提供するというようなことになろうかと考えております。

続いて、子育て支援事業者応援事業でございますが、対象9団体につきましては、市江福祉会、白百合福祉会、諏訪学園、西川端保育園、八開福祉会、美和多福祉会、ビボ・ファースト、れんこん村・技研共同体とふれあい館の9団体でございます。

続いて、対象の11団体につきましては、市江福祉会、草平福祉会、さくら会、白百合福祉会、立田南福祉会、西川端保育園、八開福祉会、美和多福祉会、諏訪学園、天王学園、和光学園の以上となります。

続きまして、苦勞している部分のことでございますが、感染防止対策はもちろんのこと、実際に目に見えない苦勞はあると考えますし、お子さん相手に3密にならない、感染者を出さない対策等は気を使うと考えております。

続いて、一律10万円にした理由でございますが、これは簡素で迅速な給付をするために一律の10万円という形にさせていただいております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

農業担い手応援事業の件でございます。

対象と今回ならなかった方の今後の検討ということですが、支援については農業団体と検討していきたいと考えております。

続きまして、20%の理由のほうですけれども、検討した中で、できるだけ多くの方が対象となるよう、20%とさせていただきました。



あと、30万円の根拠、理由ですけれども、こちらも検討した中で、1か月10万円の3か月分ということで30万円とさせていただきます。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他にも質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。議案第36号及び議案第37号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第36号及び議案第37号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第36号及び議案第37号の討論を一括で行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

佐藤信男議員。

○3番（佐藤信男君）

それでは、議案第36号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第3号）に対し、賛成の立場で討論をいたします。

新型コロナウイルス感染症については、本日でもって国の緊急事態宣言が全国的に解除される見込みであります。しかしながら、いまだに新規感染者が発生している状況でもあります。今後も予断が許されないものと感じております。

こういった状況の中、今回の補正予算で新型コロナウイルス感染症対策ということであり、大きな決断であったと考えます。

具体的な事業はそれぞれ説明があったとおりであります。10項目に及ぶ愛西市における市単独事業であります。愛西市においての今回の補正予算は、感染拡大の防止、経済活動や福祉サービスの維持・継続、市民生活の安定、子育てや学習環境の整備・充実などの支援を行うものであり、市民の方にとっては大変重要で意義あるものと考えます。

補正予算額としては、3億4,723万円であります。

今回、このような想定もしなかった緊急事態の中、財政的に頼りになったのは財政調整基金であります。長期にわたる市政の運営には、予期せぬことが発生することは想定せねばなりません。市民生活に関わる緊急的な対応が必要なときに備えて、計画的に基金を積み立てること

の大切さを身にしみて感じました。

また、これからの時期、特に最近では全国的に大きな自然災害が発生しており、より一層の基金の積立ての必要性を感じられた方も多いのではないのでしょうか。

さて、これらの新型コロナウイルス感染症給付金に関しましては、市独自の支援策をスピード感を持って進めることが重要であると考えます。各関係機関との連携の下、市民の皆様に分かりやすく周知され、給付されますよう、徹底を心がけていただくとともに、新型コロナウイルス感染症の影響は、場合によっては長期化の懸念を感じるころもあります。そういった場合には、さらなる支援の施策を速やかに講じることをお願いし、賛成討論といたします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

それでは、議案第36号、37号、賛成の立場で討論をいたします。

素早くいろんな対応は評価いたします。数点、気づいたことがありますので、今後の参考にさせていただきたいということで少し発言をさせていただきます。

社会福祉協議会においては、もう4月から貸付け相談等がかなり増えてきております。そんな状況です。そして、要保護、準要保護家庭は名簿もあり、分かるはずです。独り親についても分かるはずです。待つのではなく、こちらから接点を持ちながら、高いアンテナを持ちながら情報収集をし、対策を練っていただきたいのでお願いをしたいと思います。

学校も始まります。私も子供に関わっている立場から、学校が始まって、本当にあの子たちがちゃんと学校に行けるのだろうか、家庭で虐待などは起きていないだろうかということを実際にひしひしと感じています。これから学校も大変だと思いますが、こういった問題についてもしっかりと個別に対応し、時には児童館、福祉施設などと連携をし、緩やかに子供たちが学校に行けるような施策等、ぜひお願いをしたいと思います。

そして、高齢者については、高齢者活動もしているわけですが、個別に回ると体力の低下、そして認知がひどくなっている、そんな方々にたくさん出会っています。3密を避けて、高齢者も外出できるような、そんなアイデアをしっかりとみんなから集め、単に総合事業の団体の判断に任せるだけでなく、みんなでアイデアを出して、こうすればできるよねという情報交換の場を持ちながら、高齢者支援にも取り組んでいただきたいというふうに思っています。

生活状況が悪ければ、子供の虐待、不登校も増えます。そういったところで、しっかりとお願いをしたいと思います。

そして今回、一つ、これも欲しかったなあというのがあります。それは若者支援です。大学生がバイトをしながら学校に行っています。そして、非正規雇用の若者がいます。その声はなかなか拾いにくい。でも、しっかりとその声も拾いながら、次の施策につなげていただきたいと思います。

影響が見えてくるのはこれからです。失業、廃業、倒産、6月以降に増えてきます。そして、コロナについても第2波は必ずやって来るとおっしゃる、そんな専門家の方々もたくさんいますので、そういったことを踏まえて、これからの部署を超えた連携を持ちながら施策をつくっていただきたいと思いますよう、よろしくお願いいたします。

以上、賛成討論といたします。

[挙手する者あり]

○議長（島田 浩君）

次に、河合議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第36号、37号の賛成討論をいたします。

今回の補正予算については独自事業ということで、10項目において総額4億7,500万円ということで行うということについては非常に評価ができるところであります。

また、日頃から財政調整基金については、こういったときに基金を使いながら、利用しながら市民サービスを向上させるということは、日頃から私たちは主張してきたところであります。そういった点では、もっとより機動的に行えるものについてはどんどん進めていただきたいというふうに要望する次第であります。

また、質疑の中で、この事業については給付の事業と、それと補助事業と、それと負担が減る事業ということになります。個人の給付の事業については生活保護世帯、また課税・非課税の問題、また事業者に対する補助金についても、やはり収入認定が、課税がされるのではないかと思います。広報等でそういったことの周知も併せて行っていただきたいというふうに思いますし、実際、経費が減るものについてはどのような取扱いにするか、このことについては課題となっておりますので、そのことはぜひ考えていただきたいと思います。

また、小・中学校の給食費についてですが、就学援助費については国も柔軟な対応を取ってくると思いますので、検討しませんということではなくて、国の事業等を含めてよく検討していただいて、貧困な世帯に対する支援という点では、その部分についても光を当てた施策をぜひともお願いをしたいと思います。

また、上水道の免除については、確かにそれぞれの事業体によって独立採算制で行うということについては、もちろんされているところであります。独立採算の中で、南部水道は独立採算で自分ところでやりますということになりました。愛西市水道については事業費を補助するということになりました。水道事業費ということだけを考えれば、こういった形に結果的になってしまったということはありませんけれども、やはり別の形で佐屋地区、立田地区の皆さんにはどういった支援ができるかということについては、市長からもお話がありましたけれども、ぜひとも考えていただきたいと思います。

最後に、どんどんこれからいろんな事業が行われる中で、予算が必要となってくる状況があると思います。そういった点では、私たちもこういう時期なので、臨時議会も開いていただいて、そこで報告をしていただくことも含めて、議会に対してぜひ意見を聞いていただくように

お願いをいたしまして、今後の補正予算等についても、そういったことも柔軟に対応していただけるようお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

竹村仁司議員。

○4番（竹村仁司君）

議案第36号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から発言いたします。

新型コロナウイルス対策については、依然として予断を許さない状況にあります。こうした全国的に広がるような感染症は大きな災害です。その災害に対しての危機管理は、当然国が原則を示す必要があります。

しかし、その国の対応にも柔軟性を欠く点があり、必要なところに必要な対策が届いていないところもあります。その隙間を埋めていくのが地方自治体の役目、市独自の単独新型コロナウイルスの感染症対策です。

今議案第36号は、こうした市の独自性を示すものであり、現時点で先の見えない新型コロナウイルス感染症に対する不安を感じている市民の皆さんに、より身近なところで感染症対策を行っていく10項目の市単独の事業です。

こうした新型コロナウイルス感染症という災害に立ち向かうための事業費の財源として、緊急な災害時に対応する基金の重要性も感じます。

これらのことから、重要な補正予算であると認め、今議案に賛成いたします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第36号及び議案第37号を採決いたします。

採決は個々に行います。

まず初めに、議案第36号の採決を行います。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定といたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議決されました議案第36号の数字等の整理を要するものにつきましては、愛西市議会会議規則第42条に基づき、その整理を議長に委任したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定いたします。

それではここで、お昼の休憩に入りたいと思います。

再開を、ちょっと短いですが、ごめんなさい、午後1時30分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午後0時39分 休憩

午後1時31分 再開

○議長（島田 浩君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ここで、教育部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

議長のお許しを頂きましたので、おわびと差し替えのお願いをさせていただきます。

本日御審議を賜ります同意第9号：愛西市教育委員会委員の任命について、文字の誤りがございました。

誤った箇所は、2枚目の履歴書の氏名のお名前、知里の「知」の字が、千、万の「千」になっておりました。正しくは知識の「知」という字が正しいものでございます。

議場に差し替えの同意第9号を置かせていただきましたので、ここにおわびを申し上げますと同時に、差し替えのほうよろしくお願いいたします。本当に申し訳ございませんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・同意第2号（提案説明・質疑・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第16・同意第2号：愛西市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

なお、この件につきましては、平尾理君の一身上に関する案件でございますので、平尾理君の一時退席をお願いいたします。

〔教育長・平尾理君 退場〕

それでは、提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第2号：愛西市教育委員会教育長の任命について。

愛西市教育委員会教育長・平尾理は、6月30日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出でございます。

氏名、平尾理。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、同意第2号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第2号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、同意第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、同意第2号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号を採決いたします。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第2号は同意することで決定いたしました。

ここで、平尾理君の退場を解きます。

〔教育長・平尾理君 入場〕

それでは、平尾理君にお伝えいたします。

同意第2号は、同意することに決定いたしました。

ここで、平尾理君より御挨拶を頂きます。

○教育長（平尾 理君）

一言、御挨拶を申し上げます。

まずもって、教育長として再任をお認め頂きました。ありがとうございました。

この3年間を振り返ってみますと、様々な課題に直面をいたしました。ここにお見えの皆様方をはじめ、多くの市民の皆様方の御支援、温かい御協力を頂きました。

大変おぼつかない足取りではございましたが、そのおかげをもちまして、3年間を無事、大過なく務めさせていただきましたことを改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、目下のところ、新型コロナウイルスの感染拡大によって、教育界も極めて大きな打撃を被っております。足かけ3か月に及ぶ子供たちの学校が休校となりました。さらに、スポーツ施設、文化施設でも市民の皆様方に御心配・御迷惑をおかけしておることと思いますが、教

育委員会、私としましては、一番は子供たちをはじめとする市民の皆様健康、安全、そして命を守るという観点に立ち返って、これからいろんな様々な問題・課題が起こってくると思いますが、そちらの基本に戻って考えて、判断をしていきたいなと思っております。

ただ、片や学校のほうでも子供たちの学習権の保障、そういったようなことも軽視はできません。同時に進めていかなければいけないと思うことと、それと市民の皆様方の文化あるいは体育の保全・保持、こちらのほうについても着実に歩みを進めていかなければならないと考えております。

私自身、大変微力ではありますが、与えられた職責を十分感じながら、皆様方の御指導と御支援、そして御協力をお願いしつつ、様々な問題解決に向けて誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は大変貴重な時間をありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・同意第3号（提案説明・質疑・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第17・同意第3号：愛西市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第3号：愛西市公平委員会委員の選任について。

愛西市公平委員会委員は、6月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出でございます。

氏名、堀田みどり。

提案理由といたしましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（島田 浩君）

次に、同意第3号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方どうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第3号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、同意第3号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

す。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号を採決いたします。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・同意第4号から日程第21・同意第7号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第18・同意第4号から日程第21・同意7号までの愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第4号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員は、6月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出でございます。

氏名、浅井裕久。

提案理由といたしましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める必要があるからでございます。

続きまして、同意第5号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

委員の任期が6月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出、市長名でございます。

氏名、安達清。

提案理由といたしましては、さきの同意第4号と同様でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

同意第6号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員は、6月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出でございます。

氏名、後藤麻由里。

提案理由といたしましては、4号、5号と同様でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

続きまして、同意第7号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

同じく、愛西市固定資産評価審査委員会委員は、6月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出でございます。

氏名、鈴木和己。



提案理由といたしましては、先ほどの4号、5号、6号と同様でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、同意第4号から同意第7号については同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

加藤議員。

○16番（加藤敏彦君）

固定資産評価審査委員についてですけれども、今どのような仕事をなされているのかという点と、それから6号、7号については新しい方に替わられるという提案であります。辞められる理由、それからまた新しく選任される理由について、ありましたらお答えいただきたいと思っております。

○総務部長（奥田哲弘君）

固定資産評価審査委員会の職務ということでございますが、固定資産の額の確定をさせていただきますが、固定資産台帳に登録された価格に対して、異議の申立てをすることができます。その異議が出た場合に審査をするのが固定資産評価審査委員会の職務ということになってまいります。

また、今回の人事案件につきましては、一応、現在担っていただいている委員の皆様方、引き続きお願いをしたいということで依頼をいたしました。それぞれの御事情により、今回もう引退したいというお申出があり、選任をさせていただきました。

それと、選任につきましては、やはり愛西市の土地柄上、4地区、旧4町村のエリアからお一人ずつ選ばせていただいたという経緯でございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

異議申立ては年間何件ぐらい今あるのでしょうか。

○総務部長（奥田哲弘君）

現時点で、ここ数年間ではございません。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第4号から同意第7号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第4号から同意第7号につきましては、委員会への付

託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第4号から同意第7号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第4号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号を採決いたします。

同意第5号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号を採決いたします。

同意第6号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号を採決いたします。

同意第7号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。よって、同意第7号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・同意第8号及び日程第23・同意第9号（提案説明・質疑・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第22・同意第8号及び日程第23・同意第9号の愛西市教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第8号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員は、7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出でございます。

氏名、平野英治。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、同意第9号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員は、6月30日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出でございます。

氏名、難波知里。

提案理由といたしましては、先ほどの第8号と同一理由でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、同意第8号及び同意第9号につきましては、同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第8号及び同意第9号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、同意第8号及び同意第9号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第8号及び同意第9号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第8号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第8号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号の採決に入ります。

同意第9号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。よって、同意第9号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・同意第10号から日程第38・同意第24号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第24・同意第10号から日程第38・同意第24号までの愛西市農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第10号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員が、7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出でございます。

氏名、渥美誠。

提案理由といたしまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

同意第11号から同意第24号までは、今申し上げた同意第10号と同一内容のため、提案理由及び内容の説明は省略させていただき、氏名のみを述べさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

同意第11号、氏名、加藤博由。

同意第12号、氏名、三輪時広。

同意第13号、氏名、服部貢。

同意第14号、氏名、辻義則。

同意第15号、氏名、山田真弘。

同意第16号、氏名、大橋一之。

同意第17号、氏名、伊藤里海。

同意第18号、氏名、田中光義。

同意第19号、氏名、日榮隆広。

同意第20号、氏名、伊藤豊。

同意第21号、氏名、沖龍彦。

同意第22号、氏名、加藤さゆみ。

同意第23号、氏名、鷺野則美。

同意第24号、氏名、浅井佐智子。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、同意第10号から同意第24号につきましては、同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

河合議員。

○18番（河合克平君）

では、農業委員会の任命についてということで、2年前にも同じような質問をしましたが、15人の選出、任命をするに当たっての推薦の基準、その当時は団体で何人というのもあったんですが、今回はどのような形で任命を行うことになったのか、お願いします。

あと、農業委員会ですから、地域ごとに何人ということがあると思いますが、地域ごとに対する人数も併せて教えてください。

○産業建設部長（山田哲司君）

今回は推薦及び募集により候補者を募りました。

その結果、推薦は14名、募集のほうは1名ということになりました。

あと、地区の人数ですけれども、住所地でいきますと、佐屋が5名、立田が4名、八開が3名、佐織が3名でございます。以上です。

○18番（河合克平君）

では、14人が推薦ということだったんですが、14人の推薦はどのようになっているのか、団体からの推薦なのか、団体であればどの団体から何人ということをお教えいただけますか。

○産業建設部長（山田哲司君）

団体のほうですけれども、あいち海部農業協同組合のほうは11名、愛西市内土地改良区から1名、あと個人からの推薦ということで2名ということでございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第10号から同意第24号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、同意第10号から同意第24号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第10号から同意第24号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第10号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第10号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号を採決いたします。

同意第11号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。よって、同意第11号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号を採決いたします。

同意第12号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第12号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第13号を採決いたします。

同意第13号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第13号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第14号を採決いたします。

同意第14号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第14号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第15号を採決いたします。

同意第15号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。よって、同意第15号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第16号を採決いたします。

同意第16号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第16号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第17号を採決いたします。

同意第17号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第17号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第18号を採決いたします。

同意第18号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第18号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第19号を採決いたします。

同意第19号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第19号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第20号を採決いたします。

同意第20号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第20号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第21号を採決いたします。

同意第21号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第21号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第22号を採決いたします。

同意第22号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第22号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第23号を採決いたします。

同意第23号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第23号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第24号を採決いたします。

同意第24号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第24号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・諮問第1号（提案説明・質疑・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第39・諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員は、3月31日辞職したので、次の者を推薦するものとする。本日提出でございます。

氏名、浅井典恵。

諮問理由といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、諮問第1号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合議員。

○18番（河合克平君）

では、他のところについては任期満了ということだったんですが、今回の方については辞職

ということがありますので、教えていただける範囲内で構いませんが、辞職の理由を教えてください。

また、新たに推薦をされた浅井さんですが、これは任期は短くなるというようなことになるのか、任期の状況も併せて教えてください。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

前任の方の辞任でございますが、御自身の都合によるものと理解をしております。

それから任期につきましては、令和2年10月1日から令和5年9月30日ということでございます。以上でございます。

○18番（河合克平君）

そうすると、2年から5年ということになると4年間ですか。通常の人と同じ、任期は4年ということでもいいということなんですね。辞職ということになるので、任期が合わなくなると思うんで、その任期ごとに改選をしていくということでもいいんですか。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

法務大臣の委嘱の時期が次回10月1日ということになりますので、そちらから4年間ということになると思います。それから、令和5年9月までということになると思います。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。諮問第1号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（島田 浩君）



以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月5日午前9時30分より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後2時08分 散会

